

法律の 現場から

144

65歳問題

弁護士 矢崎暁子

すべての障害者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用できます。年齢制限はありません。しかし、近年、65歳を迎えた障害者に対し、市町村が介護保険制度の利用を事実上強制する問題が生じています。厚生

のために必要な介護を受けること、外に出かけ他の人と交流し、働き、政治に参加することは、決して「贅沢」でも「受益」でもありません。超高齢化社会を迎え、政策を見直す時期に来ていると思います。

労省は、一律に介護保険を優先させるものではない、との通達を出しているのですが、運用はそうなっていません。そもそも、障害者も高齢者も、生きるために必要な介護に「利用料」があること自体がおかしいのです。人間らしく生きる

